須賀川市介護保険住宅改修費等受領委任払いによる給付事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「住宅改修費等」という。）に係る保険給付の受領委任に関して必要な事項を定める。

（用語の意義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅改修等　住宅改修又は特定福祉用具若しくは特定介護予防福祉用具の購入をいう。

(2)　被保険者　居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。

(3)　事業者　住宅改修等の事業を実施する者をいう。

(4)　受領委任払い　市が支給決定した住宅改修費等を、被保険者の委任した事業者に受領させることをいう。

（委任の対象）

第３条　被保険者は、第6条第4項の規定により受領委任払いの取扱いに係る登録を受けた事業者（以下「受領委任払取扱事業者」という。）に依頼して住宅改修等を行った場合は、受領委任払いを利用することができる。

（住宅改修費等の代理受領）

第４条　受領委任払取扱事業者は、被保険者が住宅改修等を行ったときは、当該被保険者からの委任に基づき、当該被保険者が支払うべき当該住宅改修等に要した費用について、住宅改修費等として当該被保険者に対し支払われる額の限度において、当該被保険者に代わり支払いを受けることができる。

２　前項の規定による住宅改修費等の支払いがあったときは、当該被保険者に住宅改修費等の支給があったものとみなす。

（適用除外）

第５条　次の各号のいずれかに該当する被保険者は、受領委任払いの利用はできないものとする。

(1)　法第66条第1項に規定する支払方法の変更の措置を受けている場合

(2)　法第67条第1項又は法第68条第1項に規定する保険給付差止の措置を受けている場合

(3)　法第69条第1項に規定する給付額減額等の措置を受けている場合

（事業者の登録）

第６条　住宅改修費等の受領委任払いを取り扱う事業者は、あらかじめ市長に届け出て、登録を受けるものとする。

２　居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費に係る登録の対象となる事業者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1)　過去に須賀川市の被保険者に対して介護保険における住宅改修の対象工事を行っていること。

(2)　介護保険における住宅改修の対象工事内容について、十分な知識があること。

３　受領委任払取扱事業者の登録を受けようとする事業者は、事業所ごとに介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　介護保険住宅改修費受領委任払いに係る取扱確約書（第2号様式）又は介護保険福祉用具購入費受領委任払いに係る取扱確約書（第3号様式）

(2)　市町村税に係る納税証明書

(3)　その他市長が必要と認める書類

４　市長は、前項の届出をした事業者について、受領委任払取扱事業者として登録を行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録通知書（第4号様式）により当該事業者にその旨を通知するものとする。

５　登録の届出の受付及び有効期限は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1)　登録の届出の受付は、1年に1度行い、その受付期間は、原則3月1日から3月末日までとする。

(2)　有効期限は、登録した日の属する年度末までとする。

（登録内容の情報提供）

第７条　市長は、受領委任払取扱事業者について市ホームページで情報提供を行う。

（変更の届出）

第８条　受領委任払取扱事業者は、登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（登録の辞退等）

第９条　受領委任払取扱事業者は、住宅改修等の事業の廃止等により登録を辞退し、又は事業を休止若しくは再開するときは、速やかに介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録辞退（休止・再開）届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領委任払取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(1)　関係法令、関係通知及びこの要綱に定める所定の手続を行わなかった場合

(2)　被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒否した場合

(3)　受領委任払取扱事業者の責に帰すべき理由により、被保険者の身体又は財産等を傷つけた場合

(4)　偽りその他不正な手段により第6条の登録を受けた場合又は住宅改修費等の請求を行った場合

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に規定する社会的非難関係者であることが判明した場合

(6)　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた場合

２　市長は、前項の規定に基づき登録の取消しを行ったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録取消通知書（第7号様式）により当該取消しを受けた事業者に通知するものとする。

（利用者負担額の支払い）

第１１条　事業者は、住宅改修等が完了した後、介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書（第9号様式）又は介護保険福祉用具購入費用額明細書兼確認書（第10号様式）を作成し、受領委任払いにより住宅改修費等の支給を受ける被保険者に確認をとらなければならない。

２　前項の規定による確認後、当該被保険者は、住宅改修等に要した費用から住宅改修費等として支給を受けるべき額を除いた額を事業者に支払わなければならない。

３　事業者は、前項の規定による支払いを受けた場合には、当該支払いをした被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

（事前申請）

第１２条　住宅改修費等の受領委任払いによる給付を受けようとする被保険者は、須賀川市介護保険条例施行規則（平成12年須賀川市規則第13号。以下「規則」という。）第27条に規定する介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（以下「住宅改修費支給申請書」という。）又は規則第26条に規定する介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書（以下「福祉用具購入費支給申請書」）という。）に、介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状（第8号様式）及び事前申請関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　住宅改修に係る事前申請関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　工事費見積書

(2)　住宅改修が必要な理由書

(3)　工事予定箇所の写真

(4)　住宅の平面図

(5)　住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が被保険者以外の場合）

(6)　その他市長が必要と認めた書類

３　特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の購入に係る事前申請関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　見積書

(2)　福祉用具カタログの写し

(3)　その他市長が必要と認めた書類

（事前申請の確認）

第１３条　市は、前条の書類の提出があったときは、内容を確認し、前条第1項で提出した住宅改修費支給申請書又は福祉用具購入費支給申請書に確認結果を記載し、被保険者に返却するものとする。

２　市長は、住宅改修等の完了までに、被保険者が第5条各号に規定する要件のいずれかに該当すると認めるとき又は受領委任払いによる住宅改修費等の支給が適当でないと認めるときは、前項の住宅改修等の確認を取り消すことができる。

（事後申請）

第１４条　被保険者は、当該住宅改修等が完了したときは、住宅改修費支給申請書又は福祉用具購入費支給申請書に事後申請関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　住宅改修に係る事後申請関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　介護保険住宅改修費用額明細書兼確認書（第9号様式）

(2)　工事費内訳書

(3)　領収証

(4)　改修前及び改修後の写真（写真内に日付が入ったもの）

(5)　その他市長が必要と認めた書類

３　特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具の購入に係る事後申請関係書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　介護保険福祉用具購入費用額明細書兼確認書（第10号様式）

(2)　領収証

(3)　その他市長が必要と認めた書類

（支給決定等）

第１５条　市長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、支給又は不支給を決定したときは、規則第27条に規定する介護保険給付費支給（不支給）決定通知書により被保険者に通知するものとする。

（返還）

第１６条　市長は、受領委任払取扱事業者が偽りその他不正な手段により住宅改修費等を代理受領したときは、当該住宅改修費等の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

２　第6条第3項の規定による申請、同条第5項の規定による受付その他準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。